



金 沢 市 公 報

第 2 8 1 3 号 の 3

平成26年(2014年)11月4日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 公 告

○ 予防接種を行うことについて (健康総務課) 1

公 告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成26年11月4日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の2に規定する者	平成26年11月4日から 平成27年1月9日まで	別表のとおり
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成26年3月31日時点で100歳以上の者 (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (3) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の3に規定する者	平成26年11月4日から 平成27年3月31日まで	

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病にかかる法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の定期的予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
二階堂 修	あかつき診療所	金沢市平和町1丁目2番28号
善田 貴裕	浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地
田守 亜希子 上野 貴雄 尾崎 ふみ 向出 光博 前田 哲生 井上 大輔 山田 正仁	地域医療機能推進機構金沢病院	金沢市沖町ハ15番地

◎正 誤

○平成26年10月14日付け金沢市公報第2811号の2

頁	箇 所
9	下から20行目

誤		
中河 秀俊		

正		
中河 秀俊		
梶原 莊平 佐藤 保 佐藤 仁志 井幕 充彦 池野 観寿 櫻吉 啓介 野村 一世	金沢子ども医療福祉センター	金沢市吉原町口6番地2

頁	箇 所
10	上から8行目

誤		
平野 郁代		

正		
平野 郁代		
濱野 良子	地域医療機能推進機構金沢病院	金沢市沖町八15番地
川野 充弘		
多田 隼人		
森 俊介		
安田 詩子		
大畑 欣也		
中野 博人		
福井 一生		
長澤 達也		
岡島 道子		
和田 泰三		
中村 美穂		

平成26年(2014年)11月4日 印刷	発行人	金 沢 市
平成26年(2014年)11月4日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄